

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

警 務 第 1 3 0 号
令 和 5 年 7 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会プロジェクトチームの編成等について

「警戒の空白を生じさせないための組織運営について」（令和5年7月20日付け警務第128号。以下「新通達」という。）に基づき、下記のとおりプロジェクトチームを編成し、運営することとしたので、所属職員に周知し、遺漏のないようにされたい。

なお、「警察運営イノベーション推進プロジェクトチーム設置要綱の制定について」（令和4年6月30日付け警務第111号。以下「旧通達」という。）及び「警察運営イノベーション推進プロジェクトチームワーキンググループの編成等について」（令和4年6月30日付け警務第112号）は廃止する。

記

1 プロジェクトチームの編成

プロジェクトチーム（以下「PT」という。）の編成は、リーダー、サブリーダー及びチーム員を持って構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) リーダー 警務部長
- (2) サブリーダー 警務部警務課長
- (3) チーム員 警務部理事官、各部室管理官、その他リーダーが指名する者

2 PTの運営

- (1) PTは、リーダーがチーム員を招集し、議事を主宰する。
- (2) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在のときはその職務を代理する。
- (3) リーダーは、PTにおける検討結果について、新通達2に定める警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会に報告するものとする。

3 検討グループの編成

- (1) リーダーは、PTの運営を補佐するため、必要に応じ、下部組織として検討グループを設置することができる。

(2) 検討グループを置くときは、グループリーダー及びグループ員を指名し、期間を定めて、検討結果の報告を求めるものとする。

4 庶務

P T及び検討グループの庶務は、警務部警務課において行う。

5 その他

旧通達による警察運営イノベーション推進プロジェクトチームにおいて決定した事項並びに検討した事項及び下部組織として設置された検討グループ等については、新通達2に定める警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進委員会及び本P Tに引き継がれるものとする。

本件担当：警務課企画係